

健康になれて  
欲しいものも手に入るなんて!

ログインしないと  
もったいない!

# MHWでたまったポイントは アイテムと交換できちゃう!

「MHW」は、アクセスするとポイントがたまります。  
たまったポイントは、1,000ポイントごとにアイテムと交換することが可能です。  
素敵なアイテムの一例を掲載しますので、ぜひともご参考にしてください。

こんな素敵なアイテムをご用意しています  
(ポイントは、2年度分が有効期間となります)

●1,000ポイント  
QUOカード



●4,000ポイント  
野菜生活100 オリジナル



●6,000ポイント  
電子レンジ圧力鍋 極み味



●8,000ポイント  
タニタ体組成計



## ポイント交換について

交換締切：毎月月末  
発送時期：申込日の翌月15日頃より  
順次発送

2018年度の  
ポイント交換は、  
2018年5月  
上旬より開始!

ポイント交換は  
「MYポイント」ページ  
からどうぞ!



注) アイテム供給元の理由により、形状・色等が  
予告なく変更になる場合があります。

## ポイント獲得早見表(一例)

利用登録(メールアドレス登録・メール受信同意・医療費明細および健診結果参照同意) 初回のみ 100P

スローガン入力 1回/年度 100P	MY HEALTH WEB ログイン時 1回/日 1~6P	医療費明細の閲覧 1回/月 20P	健診結果の閲覧 (35~74歳) 1回/年度 100P
MYバイタル登録時 1回/日 3P	被扶養配偶者の健診受診 (30~74歳)※ 1回/年度 500P	① 適正体重該当 (35~74歳) 1回/年度 100P	② 血糖適正基準該当 (35~74歳) 1回/年度 100P
③ 悪玉コレステロール 適正基準該当 (35~74歳) 1回/年度 100P	④ 血圧適正基準該当 (35~74歳) 1回/年度 100P	⑤ 非喫煙者 (35~74歳。健診受診時の 問診で「非喫煙」と回答) 1回/年度 100P	コンプリートポイント (①~⑤の健診結果5項目 すべて該当) 1回/年度 500P

※被扶養者の健診受診に対するポイント付与は、対象となる被扶養者ご本人が「MY HEALTH WEB」に登録されていることが必要です。  
また、ポイントは被保険者に付与されますのでご注意ください。

●MYポイント制度などの詳細は「MY HEALTH WEB」をご覧ください。

# 2018年度に予定されている 制度改正のお知らせ

## 70歳以上の高額療養費が見直されます

1ヶ月あたりの医療費の自己負担限度額は、70歳以上の人は70歳未満の人より低く設定されていますが、負担能力に応じた負担を求める観点から、2018年8月から下記のとおり引き上げられます。

### 2018年7月診療分まで

区分	外来 (個人ごと)	自己負担限度額 (世帯ごと)
現役並み 標準報酬月額 28万円以上	57,600円	80,100円+ (医療費-267,000円) ×1% <44,400円>
一般 標準報酬月額 26万円以下	14,000円 (年間上限 14万4,000円)	57,600円 <44,400円>
低所得	II 住民税 非課税	24,600円
	I 住民税 非課税 (所得が一定以下)	15,000円

### 2018年8月診療分から

区分	外来 (個人ごと)	自己負担限度額 (世帯ごと)
標準報酬月額 83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <140,100円>	
標準報酬月額 53万~79万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <93,000円>	
標準報酬月額 28万~50万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <44,400円>	
一般 標準報酬月額 26万円以下	18,000円 (年間上限 14万4,000円)	57,600円 <44,400円>
II 住民税非課税		24,600円
I 住民税非課税 (所得が一定以下)	8,000円	15,000円

<>は直近12ヶ月間に同じ世帯で3ヶ月以上高額療養費に該当した場合の4ヶ月目以降の金額です。

## 入院時の患者負担(光熱水費相当額) が見直されました

医療療養病床に入院している65歳以上の一部の人は、介護保険施設や在宅との負担の公平を図るため、光熱水費相当額の負担が引き上げになります。

	2018年4月1日から
医療の必要性の低い人(医療区分I)	370円
医療の必要性の高い人(医療区分II、III)	370円※

※指定難病患者・老齢福祉年金受給者は居住費の負担はありません。

## 入院時の食費負担額が 引き上げられました

入院と在宅療養の負担の公平を図る観点から、2018年4月より食材費相当額に加えて調理費相当額を段階的に負担することになり、2018年4月からは1食あたり460円になっています。

	2018年4月1日から
一般	460円※ (食材費+調理費100円増)
低所得II 住民税非課税	210円
過去1年間の入院日数が90日を超えている場合	160円
低所得I 住民税非課税で所得が一定以下(70歳以上)	100円

※指定難病、小児慢性特定疾病患者は260円。

## 所得税の「配偶者控除」を受けられる年収の上限が見直されました

納税者本人の所得控除額38万円の対象となる配偶者の給与収入の上限が、これまでの103万円から150万円へと引き上げられることになりました。これにより、150万円まで収入を増やしても配偶者控除を受けられることとなりますが、一方で、60歳未満の方(障がい年金受給者を除く)で年収が130万円※以上になると社会保険における被扶養者ではなくなります。

収入の増加により扶養認定基準を満たさなくなるご家族がおられる場合は、健保組合に「被扶養者異動届(減)」の提出が必要になりますので、手続きをお忘れのないようお願いいたします。

※年収106万円以上で一定の要件(週20時間以上の勤務、雇用期間1年以上)に該当すれば、パート労働者自身が勤務先の会社で社会保険に加入することになります。